

根室市選挙管理委員会告示第 35 号

令和4年9月11日執行の第18回根室市長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項及び公職選挙法施行令第127条第1項の規定により、下記のとおり定める。

令和4年9月3日

根室市選挙管理委員会

委員長 袴谷良憲



記

人数割	20,643	人	×	81	円 =	1,672,083	円
				固定額		3,100,000	円
				合計		4,772,083	円
				(端数100円未満切り上げ)			
						4,772,100	円